

別 添

愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務実施基準仕様書

この仕様書は、清掃及び建築物環境衛生管理業務の大要を示すものであり、本書に定めのない事項であっても、軽易な作業で甲が美観上又は建物管理上必要があると認めたものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 清掃業務
- (2) 建築物環境衛生管理業務

上記業務の具体的内容は、この仕様書及び別紙一覧表によること。

2 作業時間

作業は、原則として8時30分から17時00分までの間に実施することとし、甲の業務に支障のないよう能率的に作業を実施すること。

3 作業上の留意事項

作業実施に当たっては、衛生、火気の取締りに特に留意するとともに次の事項について十分注意すること。

(1) 共通事項

ア 作業中の器物の取扱いは慎重を期し、破損、亡失等の事故防止に努めるとともに、器材の整理、整頓について常時配慮を行うこと。

イ 危険な場所の作業には、安全装置を施す等危険防止に努めること。

ウ 作業実施に当たり、建築物に損傷を与えないよう十分に注意すること。

エ 洗剤、ワックス、器具等資材は、それぞれの材質に適した品質良好なものを使用すること。

オ 消耗品、雑材料、工具、測定器、その他委託業務に必要な機材、物品等は乙で調達すること。

(2) 清掃業務の留意事項

ア 一般的事項

(ア) 水拭きを行うときは常に清潔な水を使用し、汚水による拭きあとが残らないようにすること。

- (イ) 塵埃は飛散させないこと。
- (ウ) 床、壁、階段その他の箇所にインク類、果汁、油脂等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭きとること。
- (エ) 紙屑、茶がら、汚物等は一般廃棄物と産業廃棄物とに区分し、指定された場所に集積すること。
- (オ) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分等を完全に拭きとり、乾燥した後ワックス塗装をし、艶出しをかけること。
- (カ) 紙屑等の中に廃棄することが疑わしいと思われる書類又は資材等が混入していた場合は、職員に報告し、指示を受けること。
- (キ) 屑入れは取り集め、清潔にすること。

イ 各部所ごとの清掃

清掃業務の範囲及び面積内訳は、別紙清掃業務内訳一覧のとおり。

(ア) ホール、ロビー等

- ① 廊下、階段等は、見回りを行い、清潔にしておくこと。
- ② 手摺り及び扉の取っ手は、乾布で拭くか、又は水拭きをすること。
- ③ 屑入れは、その中の屑物を取り集めること。
- ④ 窓清掃は、廊下（本館 1 階から 5 階、別館 1 階・2 階）については外に面した内窓のみ（非常階段については両面）とし、2 階のホールについては、清掃可能な範囲で内窓の水拭きをする。階段内窓は対象としない。
- ⑤ 1 階ロビー（正面玄関東側及び西側）のガラス戸は、清掃が可能な範囲について内側・外側の水拭きをする。

(イ) 便所

便所は、次の事項に留意し、清潔にしておくこと。

- ① 洗面器及び鏡は、洗浄し、その周囲を清掃すること。
- ② 便器は、床掃除の都度拭き掃除をすること。
- ③ 汚物入れは、洗剤で洗浄し消毒をすること。
- ④ トイレットペーパー及び石鹼水は、充足しておくこと。
- ⑤ 各扉及び取手は、水拭きを行うとともに月 1 回洗剤を用いて清掃する。
- ⑥ 洗面器、鏡、便器等の拭き掃除に使用するモップは、使用目的ごとに準備し、モップ洗いは、指定の場所以外では行わないこと。
- ⑦ 便器につまりなどの故障が生じた際には、速やかに除去すること。

⑧窓は内側のみの清掃とする。ただし、本館1階の外窓については、特に汚れがひどい場合に限り、可能な範囲で水拭きすること。

(ウ) エレベーター

エレベーター内及び手摺りは、掃き掃除をし、及び乾布で拭くこと。

ウ 作業員

(ア) 契約後、速やかに作業員名簿を様式1により提出すること。また、作業員に変更があった場合も同様とする。

(イ) 作業中は、乙が定めた作業衣を着用し、上衣には、会社名及び氏名を記載した名札を付けること。

エ 清掃業務実施報告

清掃業務実施報告を、様式2によりし、甲の承認を受けること。

(3) 建築物環境衛生管理業務の留意事項

ア 業務は、必要に応じセンター職員の立会のうえで実施すること。

イ 空気環境測定等の測定は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び同法施行令並びに同法施行規則に定める方法に従い行うこと。
建築物環境衛生管理業務の範囲及び回数等は、別紙内訳一覧のとおり。

愛媛県総合教育センター建築物環境衛生管理業務の内訳一覧

業務項目	場 所	実施回数	備 考
空気環境測定	計 8 箇所 ・ 本館（2～5階及び事務室） 5箇所 ・ 正面玄関ロビー （本館・別館两部分） 1箇所 ・ 別館（2、3階） 2箇所	年 6 回	2ヶ月に1回 測定項目 ①浮遊粉塵量 ②一酸化炭素含有率 ③炭酸ガス含有率 ④温度 ⑤湿度 ⑥気流
水質検査	センター内給水栓	年 4 回	※実施月 7・9・11・3月
残留塩素測定	センター内給水栓	週 1 回	

（各検査において、検査結果を業務報告書に添えて提出すること。）

○水質検査の種別及び実施月

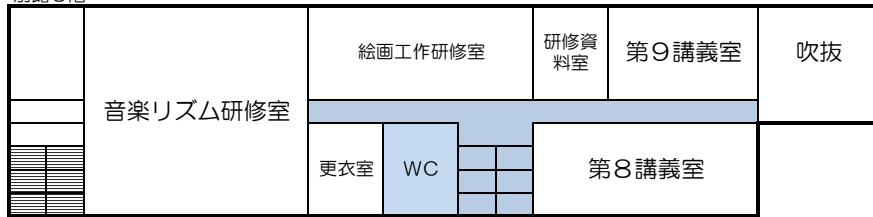
- ・ 塩素酸 1 項目検査・・・7・11・3月
- ・ 水道水 1 6 項目検査及び総トリハロメタン他 1 1 項目検査・・・9月
 ※「厚生労働省 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条3、4」に基づく11項目に金属5項目（鉛、亜鉛、鉄、銅、蒸発残留物）及び消毒副生成物12項目を加えた検査
- ・ 水道水 1 1 項目検査・・・3月
 ※「厚生労働省 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条3、4」に基づく11項目の検査

愛媛県総合教育センター清掃業務の内訳一覧

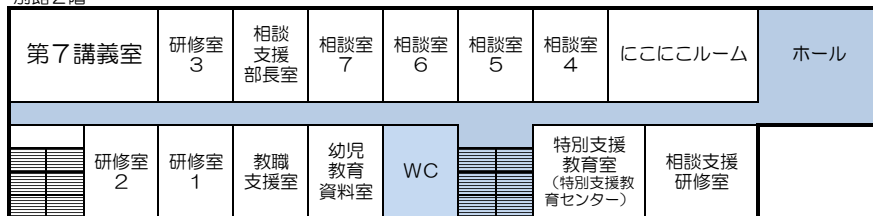
業 務 内 容	範 囲	面 積	実施回数	備 考
日常清掃 (通常の清掃)	廊下 ホール 階段 (ピロティ含む)	合計 1924.6 m ²	閉館日を除く 毎日 (月2巡回実 施を基本と し、さらに 汚れの程度 に応じ随時 実施する。)	
	便所	合計 301.9 m ²		
床面洗浄・ワックス掛け	廊下 ホール 階段 講義室 音楽リズム 研修室	合計 2,610.3 m ²	年1回	実施月 5月

配置図

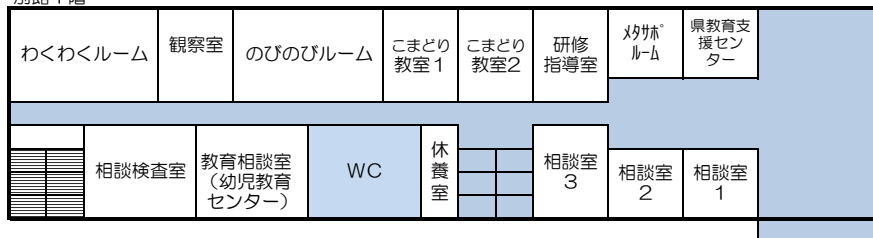
別館3階



別館2階

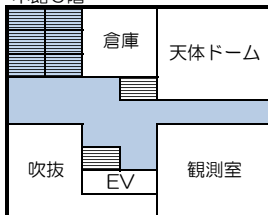


別館1階

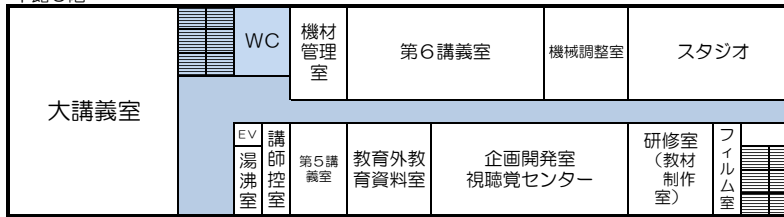


■ 日常清掃

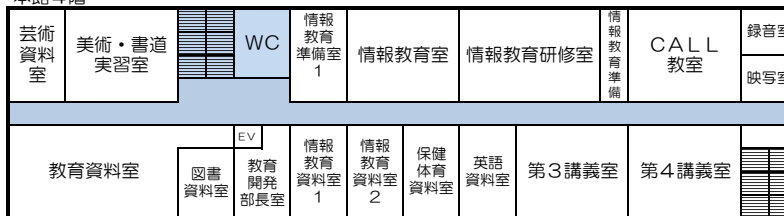
本館6階



本館5階



本館4階



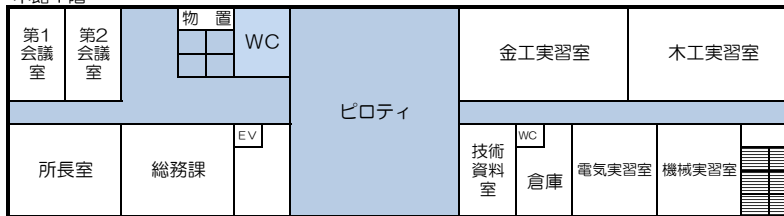
本館3階



本館2階



本館1階



別紙2-1

愛媛県総合教育センター所長 様

令和 年 月 日

課長	主幹	係長	係

日常清掃業務報告書

月分

区分	階	室名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
ホール 階段 廊下	1F	ホール・階段																																
		本館廊下																																
		別館廊下・階段																																
		ピロティ																																
	2F	本館階段・ホール																																
		別館廊下・階段																																
	3F	本館廊下・階段																																
		別館廊下・階段																																
4F	本館廊下・階段																																	
5F	本館ホール・廊下・階段																																	
6F	本館ホール・廊下																																	
便所	1F	本館便所																																
		別館便所																																
		別館便所(身障者用)																																
	2F	本館便所																																
		別館便所																																
	3F	本館便所																																
		別館便所																																
	4F	本館便所																																
	5F	本館便所																																

委託業者

様式 1

委託業者名 _____

清掃業務委託作業員名簿

職名	氏名	住所	生年月日
監督			
副監督			

清掃業務等の範囲及び面積内訳

愛媛県総合教育センター

区分	階	清掃場所	面積 m ²	区分	階	清掃場所	面積 m ²	
日常清掃及び 床面洗浄ワックス 仕上げ		(廊下・階段・ホール)		日常清掃	3 F	音楽リズム研修室	237.6	
	1 F	ホール・階段	317.9				計	685.7
		本館廊下	55.4		日常清掃	1 F	本館便所	33.2
		別館廊下・階段	167.3				別館便所	54.4
		ピロティ	234.0				別館便所 (身障者用)	2.5
	2 F	本館階段・ホール	284.8			2 F	本館便所	33.2
		別館廊下・階段	141.1			別館便所	39.5	
	3 F	本館廊下・階段	168.9			3 F	本館便所	33.2
		別館廊下・階段	105.6				別館便所	39.5
	4 F	本館廊下・階段	168.9			4 F	本館便所	33.2
	5 F	本館ホール・廊下・階段	182.7			5 F	本館便所	33.2
	6 F	本館ホール・廊下	98.0			計	301.9	
		計	1,924.6					
		(講義室・音楽リズム研修室)						
	2 F	第七講義室	61.9					
	3 F	第一講義室	31.5					
		第二講義室	31.5					
		第八講義室	112.6					
		第九講義室	56.7					
	4 F	第三講義室	61.2					
		第四講義室	61.2					
	5 F	第五講義室	31.5					